

国土交通省からのお願い

## バス ドライバーの勤務状況についての質問票

バス ドライバーの皆さまへ

バス・サービスは私たちの生活を支えるために欠かせないものであり、ドライバーの皆さまが安全な運行を行うべく日々努めていただいていることに感謝申し上げます。

国土交通省では、今夏のバス・シーズンに利用者の方に安心してバスを利用していただくべく検討を進めております。

皆さまの勤務がどのような実態にあるかを理解することは、より安全・安心なバス・サービスとしていくために欠かせません。

皆さまのご回答は、国土交通省で開催しております有識者による検討会において貴重な資料として活用され、また、生理学的な検討とあわせて、バス・サービスの改善に役立てられます。

この質問票は無記名です。ご返却いただいた本票は国土交通省の責任で管理いたしますので、皆さまに直接ご迷惑をおかけすることはありません。

お手数ですが、ご記入のうえ、同封の返信用封筒で 6月8日（金）までに郵便ポストにご投函いただくようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記まで遠慮なくお問い合わせください。

ご協力よろしく申し上げます。

国土交通省 自動車局 安全政策課  
東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3号館  
電話：03-5253-8111（代表）  
電子メール：driver\_survey@mlit.go.jp

以下の項目について、該当する箇所に ○ をつけてください。

## 1. ドライバーの方の情報

### ① 年齢

- a. 21歳～24歳   b. 25歳～29歳   c. 30歳～34歳   d. 35歳～39歳   e. 40歳～44歳  
f. 45歳～49歳   g. 50歳～54歳   h. 55歳～59歳   i. 60歳～64歳   j. 65歳～69歳  
k. 70歳～74歳   l. 75歳以上

### ② 性別

- a. 男   b. 女

### ③ 主に乗務している路線は次のいずれですか（ひとつだけ○をつけてください）

- a. 高速道路を利用した貸切バス  
b. 高速道路を利用しない貸切バス  
c. 高速道路を利用したツアーバス（発着地点間の移動のみを目的とした貸切バス）  
d. 高速道路を利用した乗合（路線）バス  
e. 高速道路を利用しない乗合（路線）バス  
f. その他

### ④ 過去に勤務したことがある路線をすべて教えてください（複数回答可）

- a. 高速道路を利用した貸切バス  
b. 高速道路を利用しない貸切バス  
c. 高速道路を利用したツアーバス（発着地点間の移動のみを目的とした貸切バス）  
d. 高速道路を利用した乗合（路線）バス  
e. 高速道路を利用しない乗合（路線）バス

### ⑤ バスドライバーとして通算で何年働いていますか

- a. 1年未満   b. 1年以上5年未満   c. 5年以上10年未満   d. 10年以上15年未満  
e. 15年以上20年未満   f. 20年以上

## 2. 最近一ヶ月間の運行状況

### ⑥ 最近一ヶ月間（本年5月1日から31日まで）の乗務についてお聞きします。

#### ⑥-1 最近一ヶ月間に勤務した日数を教えてください

- a. 1～3日   b. 4～6日   c. 7～9日   d. 10～12日   e. 13～15日  
f. 16～18日   g. 19～21日   h. 22～24日   i. 25～27日   j. 28日以上

⑥-2 最近一ヶ月間の勤務のうち、高速道路を利用して運転した日数を教えてください

- a. 1～3日      b. 4～6日      c. 7～9日      d. 10～12日      e. 13～15日  
f. 16～18日      g. 19～21日      h. 22～24日      i. 25～27日      j. 28日以上

⑥-3 平均的な一日あたりの乗務距離はどのくらいでしたか

- a. 100km未満      b. 100km      c. 150km      d. 200km      e. 250km      f. 300km  
g. 350km      h. 400km      i. 450km      j. 500km      k. 550km      l. 600km  
m. 650km      n. 700km      o. 750km      p. 800km以上

⑥-4 乗客を乗せて運行する距離は平均的にどのくらいでしたか

- a. 100km未満      b. 100km      c. 150km      d. 200km      e. 250km      f. 300km  
g. 350km      h. 400km      i. 450km      j. 500km      k. 550km      l. 600km  
m. 650km      n. 700km      o. 750km      p. 800km以上

⑥-5 もっとも長かった乗務距離はどのくらいでしたか

- a. 100km未満      b. 100km      c. 150km      d. 200km      e. 250km      f. 300km  
g. 350km      h. 400km      i. 450km      j. 500km      k. 550km      l. 600km  
m. 650km      n. 700km      o. 750km      p. 800km以上

### 3. 安全に運転可能な距離

⑦-1 昼間の運行で、安全に運転できると思われる距離はどのくらいですか

- a. 100km未満      b. 100km      c. 150km      d. 200km      e. 250km      f. 300km  
g. 350km      h. 400km      i. 450km      j. 500km      k. 550km      l. 600km  
m. 650km      n. 700km      o. 750km      p. 800km以上

⑦-2 夜間の運行で、安全に運転できると思われる距離はどのくらいですか

- a. 100km未満      b. 100km      c. 150km      d. 200km      e. 250km      f. 300km  
g. 350km      h. 400km      i. 450km      j. 500km      k. 550km      l. 600km  
m. 650km      n. 700km      o. 750km      p. 800km以上

⑧-1 昼間の運行で、自分で安全に運転できる距離はどのくらいですか

- a. 100km未満      b. 100km      c. 150km      d. 200km      e. 250km      f. 300km  
g. 350km      h. 400km      i. 450km      j. 500km      k. 550km      l. 600km  
m. 650km      n. 700km      o. 750km      p. 800km以上

次のページに進んでください

⑧-2 夜間の運行で、自分で安全に運転できる距離はどのくらいですか

- a. 100km未満 b. 100km c. 150km d. 200km e. 250km f. 300km  
g. 350km h. 400km i. 450km j. 500km k. 550km l. 600km  
m. 650km n. 700km o. 750km p. 800km以上

⑨ より適切な運行管理がなされれば、安全に運転できる距離は変わるものと思いますか

- a. 変わる b. 変わらない c. どちらともいえない

⑩ 電話点呼などの遠隔地からの点呼をより充実させれば、安全に運転できる距離は変わるものと思いますか

- a. 変わる b. 変わらない c. どちらともいえない

⑪ 運行管理者がドライバーの健康状態をしっかりと把握できれば、安全に運転できる距離は変わるものと思いますか

- a. 変わる b. 変わらない c. どちらともいえない

⑫ 年齢によって、安全に運転できる距離は変わるものと思いますか

- a. 変わる b. 変わらない c. どちらともいえない

4. 乗務の状況および疲労について

⑬ あなたの事業場の場所は、次のいずれの地方に入りますか

- a. 北海道 b. 東北 c. 甲信越 d. 関東（東京を除く） e. 東京 f. 中部  
g. 近畿（大阪を除く） h. 大阪 i. 中国 j. 四国 k. 九州 l. 沖縄

⑭ 一日あたりの乗務時間（休憩時間を含まない。）はどのくらいですか

- a. 4時間未満 b. 4時間 c. 4時間30分 d. 5時間 e. 5時間30分 f. 6時間  
g. 6時間30分 h. 7時間 i. 7時間30分 j. 8時間 k. 8時間30分 l. 9時間  
m. 9時間30分 n. 10時間 o. 10時間30分 p. 11時間以上

⑮ 乗務を開始する時刻としては、何時くらいが多いですか

- a. 午前7時より前 b. 午前7時 c. 午前8時 d. 午前9時 e. 午前10時  
f. 午前11時 g. 正午 h. 午後1時 i. 午後2時 j. 午後3時  
k. 午後4時 l. 午後5時 m. 午後6時 n. 午後7時 o. 午後8時  
p. 午後9時 q. 午後10時 r. 午後11時 s. 深夜12時 t. 午前1時以降

⑯ 勤務前日の睡眠時間は平均してどのくらいですか

- a. 5時間以下 b. 6時間 c. 7時間 d. 8時間 e. 9時間 f. 10時間以上

- ⑰ 主に乗務しているバスに交替運転者または同乗ドライバーがいますか
- a. 2名で乗務    b. ワンマンで交替運転者がいる    c. ワンマンで交替運転者はいない
- ⑱ 主に乗務しているバスで一日あたりの休憩時間は合計でどのくらいですか
- a. 30分未満    b. 30分間    c. 45分間    d. 1時間    e. 1時間15分  
f. 1時間30分    g. 1時間45分    h. 2時間    i. 2時間15分    j. 2時間30分  
k. 2時間45分    l. 3時間以上
- ⑲-1 回送などで乗客がいない状態で運転するのと、乗客が乗車中で運転するのでは、疲労感は異なりますか
- a. 乗客がいない方が疲労は少ない    b. 乗客がいる方が疲労は少ない  
c. 乗客の有無では疲労は変わらない
- ⑲-2 運行による疲労にもっとも関係すると思うもの3つに○をつけてください
- a. 乗客の有無    b. 乗務距離の長さ    c. 乗務時間の長さ    d. 天候  
e. 深夜の乗務    f. 道路の走りやすさ    g. 渋滞など交通量    h. バスの性能  
i. 走行速度    j. 休憩時間の長さ    k. 労務管理
- ⑲-3 運行指示書の経路に記載のない場所（SA等）で休憩をとったことはありますか
- a. ない    b. ほとんどない（年に1, 2回程度）    c. たまにある（1カ月に1回程度）  
d. ときどきある（月に2, 3回以上）    e. よくある（月に数回）  
f. しょっちゅうある（ほぼ運行のたび）
- ⑲-4 運行後に疲労感はありますか
- a. 疲れを感じることはほとんどない  
b. 運行後に疲れを感じるが、ひと晩の睡眠で回復することが多い  
c. 疲れを次の日に持ち越すことがあるが、週末の休日によって回復する  
d. 休日も含めいつも疲れている
- ⑲-5 運転中に運転をやめたいと思うくらいの強い疲れやねむけを感じたことがありますか
- a. ない    b. たまにある（年に1, 2回程度）    c. ときどきある（1カ月に1回程度）  
d. よくある（月に2, 3回）    e. しょっちゅうある（月に数回）    f. ほぼ運行のたび

以上で質問は終わりです。ご協力、誠にありがとうございました。  
この質問票を返信用封筒に入れて、6月8日（金）までに郵便ポストにご投函  
いただくようお願いいたします。

## 高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について

平成24年6月11日  
国土交通省

1. 平成24年4月29日未明、関越自動車道において、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが乗客45名を乗せて走行中、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客のうち7名が死亡し、38名が重軽傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した。
2. 安全の確保は交通機関の要諦であり、国土交通省においても、同事故を受け、政務三役会議の下に吉田国土交通副大臣を座長、津川大臣政務官を座長代理とする「関越自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえた公共交通の安全対策強化に係る検討チーム」を設置し、安全対策の強化とその実効性の確保について精力的に検討を重ねてきた。
3. 今般、同チームにおいて、高速ツアーバス等貸切バスに関する安全規制の内容やその遵守のための仕組み等に関し、別紙のとおり、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策をとりまとめた。
4. これを踏まえ、国土交通省としては、関係省庁との連携・協力の下、貸切バス事業者、旅行業者等の関係者と一丸となって、今般とりまとめた緊急対策を直ちに実行に移していくとともに、その実施状況等を踏まえ、必要がある場合は更なる対策の追加、運用の改善等を行うものとする。

## I 今夏の多客期の安全確保のための緊急対策

### 【1. 緊急重点監査】

#### (1) 緊急重点監査の実施とその結果の活用

##### ① 緊急重点監査の実施

・地方運輸局と都道府県労働局の合同で現在実施している、高速ツアーバスを運行している全国の貸切バス事業者（約 200 社）及び旅行業者（約 60 社）に対する緊急の重点的監査について、6 月中に完了。

##### ② 監査で得られた情報の公表

・当該監査で得られた個別の貸切バス事業者毎の情報に加え、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定状況等を記載した「高速ツアーバス運行事業者リスト(仮称)」を公表し、高速ツアーバスを企画する旅行業者に当該リストを適切に活用するよう指導。【通達】

### 【2. 安全確保のための基準等の強化】

#### (2) 乗務員の運転時間等の基準・指針等の見直し

・勤務時間及び乗務時間に係る基準（現行：2 日間を平均して運転時間は 1 日 9 時間以内等）や交替運転者の配置指針（現行：目安として 1 日上限 670 km）、点呼のあり方や運転者の健康状態の把握方法など過労運転防止対策全般を見直すための専門家による検討会において検討を行い、緊急対策については、6 月中に一定の結論を得て速やかに実施。

#### (3) 運送に関する文書の作成・保存の義務付け

・6 月中に、旅行業者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、両者に対し、運送に関する文書の作成・保存を義務付けることを措置。【通達/省令】

#### (4) 旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項を追加

・6 月中に、旅行業者の禁止行為として、安全の確保が不十分な一定の運送サービスを旅行者に提供する行為を追加。【通達/省令】

### 【3. 安全等に関する適切な情報の提供・把握】

#### (5) 「高速バス表示ガイドライン（仮称）」及び「輸送の安全を確保するための貸切バス選定ガイドライン（仮称）」の策定・活用の周知

・6月中旬に、2. (2)の緊急対策も踏まえ、高速乗合バスと高速ツアーバスの別、交替運転者の配置予定、1. (1)の高速ツアーバス運行事業者リスト等、安全情報の利用者への提供を内容とする「高速バス表示ガイドライン（仮称）」を作成し、旅行業者及びバス事業者に対してその周知を図るとともに、販売サイトも含め、夏の多客期までにこれに沿った表示がなされるよう指導。【通達】

・6月中旬に、2. (2)の緊急対策も踏まえ、旅行業者、地方自治体、学校その他の発注者が貸切バス事業者を選ぶ際のポイント（貸切バス事業者の安全性等。例えば、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」による認定状況等）や、発注の際の留意点（運転者の乗務時間等の基準に適合した行程の作成等）を示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定ガイドライン（仮称）」を作成し、発注者に対してその周知を図るとともに、これに沿った貸切バス事業者の選定・発注がなされるよう指導・要請。【通達】

#### (6) 旅行業者による「安全運行協議会（仮称）」の設置の推進

・高速ツアーバスを企画する旅行業者に対して、当該旅行業者及び当該旅行業者が運行を依頼する貸切バス事業者により組織される「安全運行協議会（仮称）」を6月中旬に設置するよう指導。同協議会において、今回の事故を踏まえた対策を協議・実施するとともに、安全確保に向けた情報共有や勉強会、内部チェック等を継続的に実施することにより安全性を向上。【通達】

#### (7) 旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け

・6月中旬に、上記(5)の「高速バス表示ガイドライン（仮称）」を踏まえ、消費者庁と調整の上、旅行業者による企画旅行の広告において高速ツアーバスの安全性に係る事項の表示を義務付けることを措置。【通達/省令】

#### (8) 利用者等から国への通報窓口をネット上に設定

・6月中旬に、企画旅行の広告表示やバス事業者の安全性に関する情報について、利用者等からの通報窓口を国土交通省のサイト上に設定。旅行業者及びバス事業者に対してその周知を図るとともに、販売サイトを含め、夏の多客期までに当該通報窓口へのリンクを設定するよう指導。【通達】

#### (9) 行政処分事業者に係る詳細情報の公表

・6月中旬に、悪質な貸切バス事業者の排除を促進する観点から、行政処分を受けた事業者に係る詳細な情報を公開する仕組みを整備。



## 【4. 関係者の連携・フォローアップ】

### (10) 行政と関係業界等との輸送の安全確保のための体制の構築

- ・ 6月中に、地域ブロック毎に行政及び関係業界等による輸送の安全確保のための協議組織を設立。 定期的な会合を開催するとともに、当該組織が多客期における安全点検を実施する等安全対策の継続的な監視・実行を図る。

## Ⅱ 引き続き検討すべき事項

### 【主な事項】

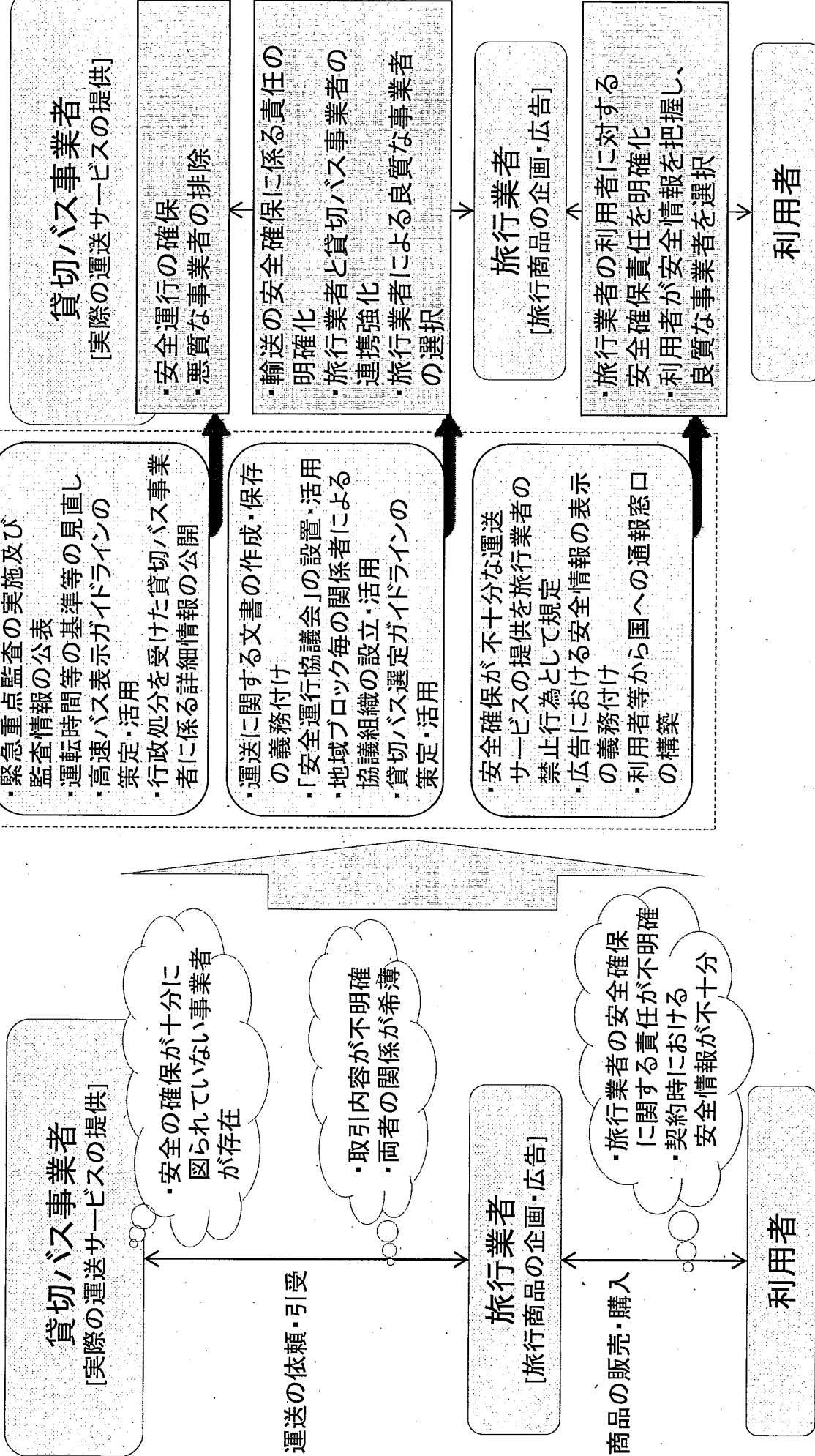
1. 運行管理者制度その他の安全に関する基準の強化
2. 「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期の移行促進
3. 参入規制のあり方の検討
4. 運賃・料金制度のあり方の検討
5. 監査体制の強化
6. 処分の厳格化
7. 旅行業者と貸切バス事業者の公正な取引の確保
8. 業界・事業者における安全確保のための自主的な取組の強化
9. 運輸安全委員会の調査対象の見直し（重大な事業用自動車事故等）
10. その他

# 今夏の多客期の安全確保のための緊急対策のポイント

参考1

高速ツアーバス等のサービスの供給側である「貸切バス事業者」及び「旅行者」及び「旅行者」の需要側である「利用者」の各主体に応じて行政として実施すべき対策をとりまとめ、貸切バス事業者、旅行者等との関係が一丸となって、これらの対策を講じることにより、悪質な事業者が排除され、良質な事業者が選択されるバス利用環境の整備を行う。

## <現在>



## 旅行商品販売サイト



高速ツアーバス事業  
通報窓口へのリンク



高速ツアーバス運行  
事業者リストへのリンク

### 旅行業者

### 旅行商品提供情報の内容

- ① 高速乗合バスと高速ツアーバス（募集型企画旅行）の別
- ② 系統のキロ程（約〇〇km）
- ③ 交替運転者の配置計画  
（例. 1名乗務 / 2名乗務）
- ④ 運行バス事業者名又は運行予定バス事業者リスト
- ⑤ 運行バス事業者が加入する任意保険（共済）の概要  
（例. 「対人無制限」）
- ⑥ 事業者による自主的な安全対策  
（例. 安全運行協議会の設置、バス車両へのふらつき注意喚起装置の設置等）

※現在、表示項目について業界団体と調整中

## 車体表示



- ✓ 企画実施会社
  - ● トラベル
- ✓ 運行貸切バス会社
  - ■ 観光バス

# 高速ツアーバスに係る安全運行協議会のイメージ

## 【概要】

- 旅行者と貸切バス事業者との関係を「発注者と受注者の関係」から「両者が一体となってバスの運行の安全性向上に取り組む関係」へと改める。
- 旅行者毎に設置し、恒常的に安全対策を実施する。
- 必要に応じ、走行ルート別の分科会を設けるなど実践的に運営する。

## (取組例)

- ・ 安全運行のための会議を定期的に行う
- ・ 旅行者から貸切バス事業者に対する、安全情報、法令改正、高速道路通行止め等の情報の電子メール等による提供
- ・ 運行管理者や指導運転者を対象とする勉強会の開催
- ・ 旅行者スタッフによる貸切バス事業者の訪問調査（法令等の遵守状況をチェック）と改善提案
- ・ 旅行者スタッフによる高速道路のSA・PA、ターミナルでの実地調査（降車時の旅客の誘導状況の現場確認等）と改善提案

- 高速ツアーバス業界横断的かつ地域毎に安全対策を実施する場合には、別途、地方運輸局毎に設置する協議組織を活用する。

## 安全運行協議会

高速ツアーバスを  
企画する旅行者  
(委託者)

常時運行を受託する  
貸切バス事業者 A

常時運行を受託する  
貸切バス事業者 B

常時運行を受託する  
貸切バス事業者 C

常時運行を受託する  
貸切バス事業者 D

繁忙期に運行を受託する  
貸切バス事業者 E

繁忙期に運行を受託する  
貸切バス事業者 F

## 高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会 検討スケジュールについて

H24年5月29日 : 第1回検討会

【主な検討項目】 検討項目の整理

検討会スケジュール

緊急対策に係る論点整理

6月20日 : 第2回検討会開催

【主な検討項目】 緊急対策の審議

6月下旬 : 第3回検討会開催

【主な検討項目】 緊急対策の決定

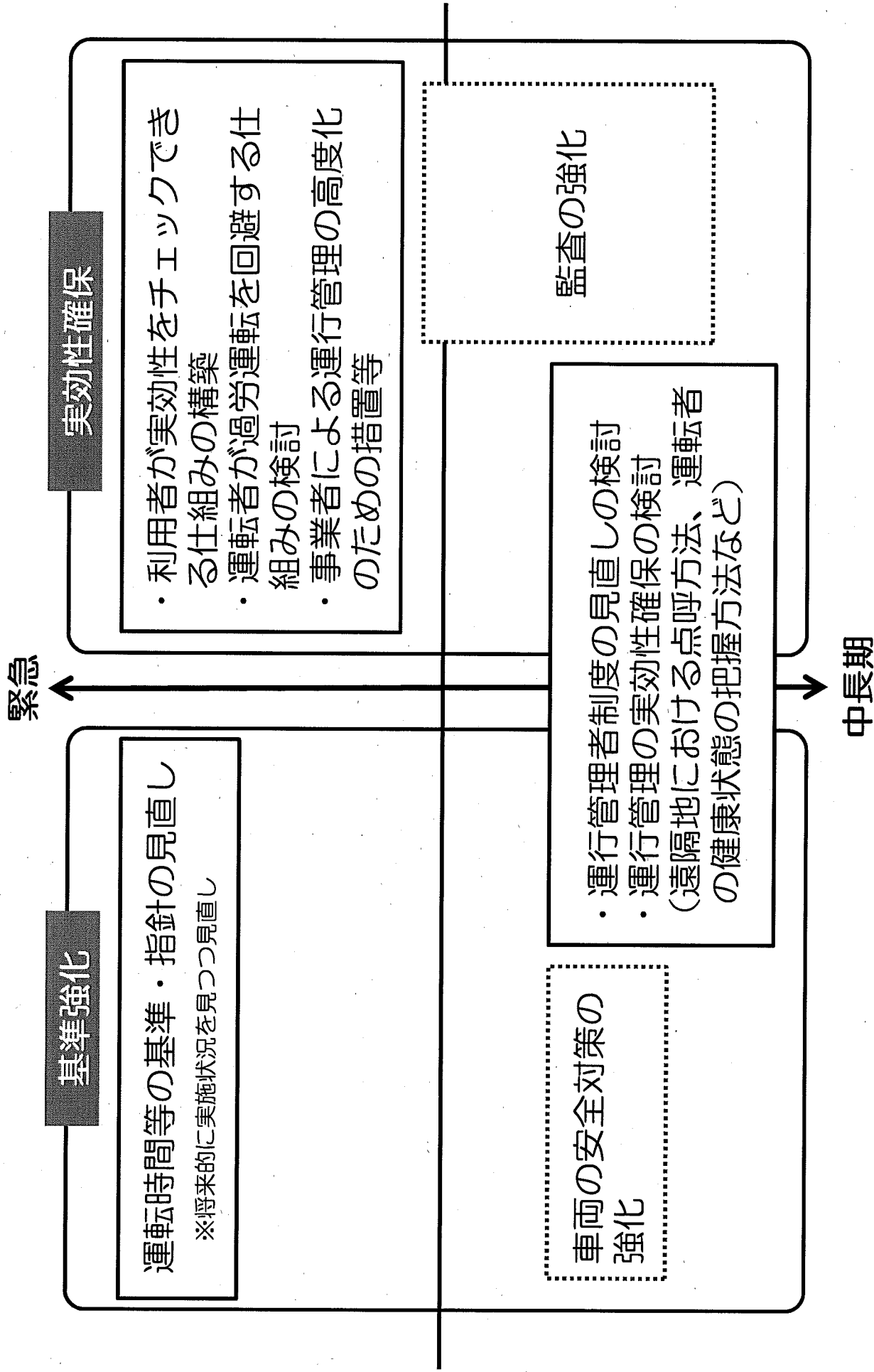
7月下旬 : 第4回検討会開催

【主な検討項目】 緊急対策以外の対策について審議

以後、適宜検討会を開催

年度内 : 最終とりまとめ

# 「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」 における検討項目のイメージ



## 参照条文

## ○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）（抜粋）

（過労防止等）

第21条 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

2～5 （略）

6 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

## ○旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示1675号）

旅客自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）とする。

## ○自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）（抜粋）

（一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

第5条 使用者は、バス運転者等の拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

一 拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり65時間を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び起点から終点までのキロ程が概ね100キロメートルを超える運行系統を運行する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車であつて、高速自動車国道及び自動車専用道路の利用区間のキロ



- 程が50キロメートル以上であり、かつ、当該キロ程が起点から終点までのキロ程の4分の1以上のものに乗務する者（第4号において「特定運転者」という。）については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間で平均し1週間当たり71.5時間まで延長することができる。
- 二 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。
- 三 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。
- 四 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、4週間で平均し1週間当たり40時間を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び特定運転者については、労使協定があるときは、52週間についての運転時間が2080時間を超えない範囲内において、52週間のうち16週間までは、4週間で平均し1週間当たり44時間まで延長することができる。
- 五 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。
- 2 使用者は、バス運転者等の休息期間については、当該バス運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
- 一 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合
  - 二 バス運転者等が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合
  - 三 バス運転者等が隔日勤務に就く場合
  - 四 バス運転者等がフェリーに乗船する場合
- 4 労使当事者は、時間外労働協定においてバス運転者等に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2週間及び1箇月以上3箇月以内の一定の期間とするものとする。
- 5 使用者は、バス運転者等に法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（国自総第446号・国自旅第161号・国自整第149号平成14年1月30日）（抜粋）

第21条 過労防止等

(1) 勤務時間及び乗務時間（第1項）

事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。）のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」（平成元年3月1日付け基発第92号）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）とする。

(2)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。具体的には、次のような場合が該当する。

イ. 拘束時間が16時間を超える場合

ロ. 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

ハ. 連続運転時間が4時間を超える場合

② 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所に予め待機させることをいう。